

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 商工農水部 商業労政課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和6年6月4日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p> <p>係間における時間外勤務の偏りなどにも配慮し、全職員で業務分担やフォローをし合って、職員一人一人のワーク・ライフ・バランスを確保すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>所属長による課内業務分担の随時確認や、ペーパーレス化による業務効率化等により、令和6年度においては、2月末時点で時間外勤務が年間360時間を超える見込みの職員数は2名であり、令和5年度の3名と比較して減少した。引き続き、業務の見直し等により、特定の職員に業務が集中しないようにバランス改善を図りながら、時間外勤務の縮減に努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 8月31日</p> <p>令和7年度については、産業の新たな拠点施設機運醸成事業等、前年度以上に取り組みを充実させた事業があることや、投票事務従事の必要があることから、応分の時間外の発生が見込まれるが、生成AIの活用等による業務効率化と時間外削減に努めており、投票事務従事を除いた時間外勤務時間数が、4～8月は課全体で730時間となり、令和6年度同時期と比較すると78時間減少している。</p> <p>今後も引き続き時間外勤務縮減に向けた取り組みを行っていく。</p>
<p>② 職員の働き方改革の一環として工業振興課とともに導入されているフリーアドレスの取り組みについて、その効果や課題などの他部局への発信に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 1月20日</p> <p>働き方改革推進室が発行する「働き方改革通信」（1月号）において、フリーアドレス化による紙の使用量削減効果について全庁向けに発信を行った。今後も希望に応じて随時視察について受入れを行うとともに、来客など外部の方が訪れた際に説明を行うなど、フリーアドレスの取り組みや効果について他部局と共有を行っていく。</p>

<p>(3) 補助金が有効に活用されないリスク 補助金の支給を受けた事業者に対して事後にアンケート調査が行われている事業もあるが、全ての補助金等についてアンケートが行われている訳ではなく、実績報告書に記載の参加者数などで効果を確認している事業もある。事業効果の十分な検証と効果の高い補助事業への見直し等に引き続き取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 現在アンケートを実施していない補助金については、補助金の内容に応じて、アンケートや事業者への聞き取り、現地確認等、適切な方法について検討し、事業効果の検証を行う。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日 各補助金交付先よりアンケート調査による回答を入手することは、定量・定性的に効果測定が可能であることから、今後も継続して実施していく。 また、補助事業の目的に応じて、参加者数や事業継続状況など、効果を測るための必要な確認を引き続き行う。 一方で、その性質上短期での評価では限界がある補助事業については、交付実績やアンケートで集計された結果を含む情報をデータとして蓄積し、適宜経過観察を行うことで施策の検討に活用していく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、部局主管課として事務処理誤りが少なくない。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因があるが、さまざまな業務の下支えとなるのが内部事務である。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 2月28日 指摘を受けた内部処理の誤りについては、職員一人一人がリスクを認識するよう、担当者だけでなく所属内で内容を共有した。また、会計規則、文書管理規程など「適正事務の手引き」に基づいた事務執行を意識しながら、複数職員によるチェック体制を徹底し、ケアレスミスの再発防止に取り組んでいるほか、誤りにつながりやすい処理については朝礼等で周知している。引き続き、適正な内部事務に努めていく。</p>
<p>② 雇用の促進について【有効性の視点】 ア 未就労の人の中には引きこもり状態の人が存在すると考えられ、そういったケースは迅速な対応が社会復帰につながる場合も多い。関連団体に接触し、就労に結び付けられたい。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年10月31日 引きこもり状態の人を支援する北勢地域若者サポートステーションに対し、実態や支援に関する聞き取りを行った。その結果、就労に結びつけることを目的とした家族向けのセミナーのニーズがあることを把握したため、来年度事業において、必要経費の補助を行うための予算を要求した。</p>
<p>イ 事業者側の受け入れ体制の整備が重要であり、円滑なコミュニケーション体制ができていないことで就労が継続できなかったケースも見られる。求職者側への就労サポートに加え、事業者側の環境整備サポートにも尽力すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年10月29日 令和6年10月29日に障害者雇用サポートフェアを開催し、先進的な取り組みを行う企業への見学を通して、職場定着に向けたノウハウや支援機関による支援メニューなどの情報を参加企業に発信した。今後も就労コーディネーターによる相談や各種助成制度を通じて求職者、事業者双方への支援に努めていく。</p>

<p>ウ 雇用関連施策等の周知、啓発について、就労コーディネーターの増員、ハローワークや商工会議所との連携強化など、可能な策を模索しながら、情報が行き届かないことのないように取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日 四日市商工会議所、楠町商工会、三重県中小企業家同友会北勢支部に対し、障害者雇用助成金案内冊子や各種補助金のチラシの会報等への同封を依頼し、周知を図った。 本市における就労希望の実現や雇用の安定が図られるよう三重労働局との間で雇用対策協定を締結しており、同協定に基づき就労支援についての周知・広報を実施することとしている。特に、ハローワーク四日市とは担当者と定期的に情報交換を行い、それぞれの窓口で、双方が主催する施策の紹介や案内チラシの配架を行った。また、国県等から周知依頼のあった事項については、広報誌やホームページ等に情報掲載を行っている。今後も関係機関と連携を図り、様々な方法・媒体を活用して施策の周知に努めていく。</p>
<p>③ 空き店舗等の活用支援について【効率性の視点・有効性の視点】 店舗の業態によっては、日中はシャッターが閉まっている店舗もある。中心市街地のにぎわいを感じられるような絵をシャッターに描く等、空き店舗を減らす取り組み以外の視点からも、商店街の活性化につながる策を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日 商店街が主体となった四日市エリアプラットフォームでは、令和5年に立体駐車場の壁面アートを実施するとともに、現在、デジタルサイネージの設置や空地活用など、日常的ににぎわいを感じられるような取り組みの計画が進められている。 令和7年度より、商店街の振興に係る3つの補助金の対象事業に、当該団体が実施する事業を追加し、商店街の新たな魅力や活性化に資する取り組みを支援していく。</p>
<p>④ ペーパーレス化など発信方法の効率化について【経済性の視点・有効性の視点】 補助金については、冊子だけでなくWebでも周知していることから、ペーパーレス化の意識改革を促進すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月 5日 電話での問い合わせがあった際には、可能な限り市ホームページを案内している。また、障害者雇用に関する広報特集（令和7年2月上旬号）では、障害者雇用助成制度の案内ページへアクセスするための二次元コードを掲載した。</p>
<p>⑤ 国とのパイプの強化について【有効性の視点】 経済産業省の職員を理事として任用している。国との連携強化はメリットが大きいことから、商工農水部の業務に十分尽力できる環境整備を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日 当該職員は、国の意思決定や予算執行までのプロセスやスキーム及び知見などに熟知しており、市の産業政策に影響のある情報をいち早く入手できるとともにその情報の扱いについても助言が可能である。今回の指摘を受け、当該省庁の職員との繋ぎなどもスムーズにできることをあらためて確認した。今後も当該省庁との連携強化を一層進めていく。</p>

<p>⑥ イルミネーション事業について【経済性の視点・有効性の視点】 従前の内容に固執することなく費用対効果を検証し、来街者の多い時期に絞るなど期間の短縮も検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>令和6年8月16日に実施された事業の打ち合わせの際に事業主体である諏訪栄町地区街づくり協議会に対し、実施時期の見直しについて申し入れを行ったところ、期間の短縮により削減できる経費が電気代のみで少額である一方、来街者の少ない冬期にこそにぎわいを創出する取り組みが必要であることから、費用対効果を検討した結果、期間短縮は行わないとの回答があった。</p> <p>引き続き、当該事業を支援することで、まちのイメージアップや冬期来街者の増加が図られ、中心市街地のにぎわい創出につながるよう、検証方法を含めより効果的な手法について、当該団体と検討を進めていく。</p>
<p>⑦ 地場産業振興センターについて【効率性の視点・有効性の視点】 中心市街地整備事業と連携した産業拠点施設の役割を担うとのことであるが、新図書館の建設地が白紙となったことも考慮して方向性を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>令和7年度においては、11月11日から2月22日までの期間において、イルミネーション事業の実施が予定されている。</p> <p>今年度は新たにツリー型のオブジェの設置が検討されており、中心市街地を華やかに彩り、にぎわいを創出するとともに、写真スポットとして集客を図っていく計画である。</p> <p>引き続き、検証方法を含め、より効果的な手法について、当該団体と検討を進めていく。</p>
<p>⑧ 重要物品について【有効性の視点】 着物振袖一式を保有しているが、近年活用実績がないと聞く。利活用可能施設がないか、さらに広く呼びかけを行い、有効活用の方策を探ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>地場産業振興センターについては、近鉄四日市駅周辺整備事業と足並みをそろえ、令和9年度中のリニューアルオープンを目指し、スタートアップ支援やリカレント教育・リスクリング、産業情報発信等の機能を備えた施設整備を計画している。</p> <p>現施設1階名品館にて行っている地場製品の販売機能については、販売・販路開拓支援は、ふるさと納税に集約し、お土産処機能は、バスタ整備とあわせて、近鉄四日市駅周辺で適地を検討している。</p>
<p>⑧ 重要物品について【有効性の視点】 着物振袖一式を保有しているが、近年活用実績がないと聞く。利活用可能施設がないか、さらに広く呼びかけを行い、有効活用の方策を探ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年10月20日</p> <p>令和6年10月20日に開催した勤労者・市民交流センター「秋のふれあいフェスティバル」において、着物振袖一式の展示を行った。振袖の図柄が四日市市の花であるサルビアの文様である旨の解説とともに展示し、来場者に観覧いただいた。今後も、多数の来場者が見込めるイベントでの展示を行うなど、活用を継続する。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 商工農水部 工業振興課
 3 監査実施期間 令和6年6月4日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p> <p>また、派遣職員の勤務状況についても、職員に過度な負担が生じることのないよう、職員本人への聞き取りや派遣先への確認などを通じて適切に把握するよう努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>年間の時間外勤務計画表に基づき、実施状況を適宜確認しているが、令和6年度において時間外勤務が年間360時間を超える見込みがある職員は3名であった。引き続き、業務の見直し等により、特定の職員に業務が集中しないようにバランス改善を図りながら、時間外勤務の縮減に努めていく。</p> <p>また、年休取得状況についても各自が取得しやすいようにOutlookの予定表を共有している。</p> <p>テレワークについても、各自が月1回以上の実施ができるよう目標を設定している。</p> <p>派遣職員については、出張の際に訪問し、面談の機会を設けるほか、LoGoチャット等を活用して状況の把握に努めている。</p> <p>その他、派遣職員と近い距離にある東京事務所と連携し、毎月の面会等を通じて近況の把握を行っている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>令和7年度において時間外勤務が年間360時間を超えないよう意識して、縮減に努めており、年休取得やテレワーク、生成AIの活用などを積極的に推進している。</p> <p>具体的には、年度当初に毎月の活用目標を立てて、テレワークや生成AIの活用を推進している。</p> <p>なお、派遣職員についても、出張時に面談しているほか、時間外も含め業務の状況について把握に努めている。東京事務所による毎月の訪問も継続している。</p>
<p>② 職員の働き方改革の一環として商業労政課とともに導入されているフリーアドレスの取り組みについて、その効果や課題などの他部局への発信に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 1月20日</p> <p>働き方改革推進室が発行する「働き方改革通信」（1月号）において、フリーアドレス化による紙の使用量削減効果について全庁向けに発信を行った。今後も希望に応じて随時視察について受入れを行うとともに、来客など外部の方が訪れた際に説明を行うなど、フリーアドレスの取り組みや効果について他部局と共有を行っていく。</p>

<p>(3) 職員配置におけるリスク 現在の工業振興課は、令和4年4月の組織改編によって商工課の工業振興係が1つの所属となったものであり、非常に小規模の課である。専門的な必要性もあって2つの係が設けられているとのことであるが、係間の壁が生じて業務の支障とならないよう、両係の連携を緊密に図り、職員が働きやすい職場環境の構築に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和7年2月28日 工業振興課内に、主にコンビナート企業等に関する業務を所管する基幹産業振興係と、中小企業、地場産業等に関する業務を所管する工業政策係の2つの係に分かれているが、個別業務によって両係が関わるなど各係間の業務について適宜、相談や連携を実施できる環境が整っている。 出張や年休取得についても相互に協力しながら、少人数での運営に支障が生じないように引き続きテレワークシステムなどを活用し対応していく。</p>
<p>(5) 補助金・負担金の支出におけるリスク 補助金の支出にあたっては、補助の効果を適切に把握するとともに、補助内容や条件等の定期的な見直しを行い、効果が出るような補助となるよう努めること。特に、実績がない状態が続いている補助金についてはその理由を整理するなどし、補助金が利用者にとって活用しやすいものとなるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和7年2月28日 補助金の支出後も適宜訪問を実施しながら、活用状況の把握に努めている。その際に、申請に関する改善点などをヒアリングし、補助内容や条件等の見直しの参考としている。 実績のない補助金についても、周知方法の見直しや、民間からの情報収集を行い、引き続き利用者に必要とされる補助内容となるように改善に努めていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 四日市臨海部産業活性化促進協議会について【経済性の視点・有効性の視点】 三重県・四日市市・四日市港管理組合・四日市商工会議所の4者で構成される四日市臨海部産業活性化促進協議会については、事務局が工業振興課に置かれている。 この協議会に対しては、四日市市から30万円、三重県から15万円の年間45万円が負担金として支出されているが、前年度からの繰越金が70万円を超えている状況にある。事務局を担う立場として、三重県とも協議し、計画した事業を実施するなど、繰越額が多い状況の改善を早急に図ること。</p>	<p>【措置済】 令和6年7月19日 補助金ガイドブックを企業訪問時等の際に企業へ積極的に配布するなど行政の支援施策の周知に努めており、必要に応じた増刷などにも対応している。 また、コンビナート見学会等について、参加企業や参加する学生のニーズ調査に基づく必要となる変更に対し、事業費の活用による相乗効果も含めて検討を行っている。 他地域の先進かつ好事例研究なども計画するなど不必要に繰越金が積み上がることを無いうように改めて三重県と協議し、額については総会で決定した。</p>
<p>② 中小企業振興基金について【有効性の視点】 中小企業の振興を図るため中小企業振興基金を設置しており、その運用益は産業展覧促進事業費に充当されている。近年は寄附金の実績がなく、基金の増額が行われていない状況にあり、また運用益を除く基金の活用も行われていない状況にある。 基金設置の目的に資するよう、効果的な基金の活用を図るとともに、継続的な基金の運用のため、基金の増額につながる取り組みについて検討を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和7年2月28日 現状では運用益のみについて産業展覧促進事業費に充当しているが、基金自体についても中小企業振興に効果的な活用方法の検討に努める。 また、基金の規模を維持しつつ、増額につなげるため、企業への周知に努めるとともに税制優遇措置など、寄附金に対するインセンティブ等も検討に努めることとした。</p>

<p>③ 業務委託の適正実施について【経済性の視点・有効性の視点】</p> <p>業務委託契約を行うにあたっては、契約金額の算出根拠は明確に把握しておくこと。また、履行確認については、報告書による確認のみで済ますことなく、必要に応じて現場の確認も行い、業務が適正に行われるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>除草作業等の業務委託について、河川排水課に依頼する設計書に基づき実施している。また、現場確認も定期的実施している。</p> <p>引き続き他の委託業務についても同様に実施に努めていく。</p>
<p>④ 地場産業振興の取り組みについて【有効性の視点】</p> <p>地場産業の振興にあたっては、萬古焼をはじめとした様々な地場産品を広く認知してもらい、購入に繋げることが重要であり、海外も含めた販路の拡大へのサポートに特に力を入れて取り組むこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日</p> <p>国内の大規模な見本市や海外販路開拓に関する商談等にかかる小間料等について補助を行っている。</p> <p>また、海外販路の拡大についてJETRO三重の支援制度も活用してもらっていることを聞いている。地場産業の振興のため、今後も広く認知してもらえるように事業者とともに取り組みたい。</p> <p>【措置済】 令和 7年 8月31日</p> <p>事業者に対しては、ガイドブックやホームページ等で販路開拓等に係る補助制度を紹介するほか、工業振興課職員や企業OB人材センターのアドバイザーによる企業訪問時に積極的に補助金や支援機関の制度周知に努めている。</p> <p>その他、東京事務所や事業者と連携して地場産業をPRするイベントを定期的に（年3回程度）実施し、首都圏において地場産業のPRに努めている。</p>
<p>⑤ カーボンニュートラルの推進について【有効性の視点】</p> <p>四日市コンビナートにおけるカーボンニュートラルの推進においては、製品のファインケミカル化や四日市港におけるブルーカーボン生態系の活用といった新たな分野に対する補助についても、積極的に取り組みを進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月12日</p> <p>カーボンニュートラルに資する分野への研究を含む設備投資への支援を行うため、資源循環やネガティブエミッション技術などへの補助を四日市市企業立地促進条例の改定に合わせて活用可能となるよう議案として上程した。</p>
<p>⑥ 市内の工業高校等との連携について【有効性の視点】</p> <p>四日市市におけるものづくりを推進していくにあたっては、市内の工業高校等との連携やサポートについても検討を行い、将来の企業活動を支える人材の育成に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月14日</p> <p>企業OB人材センターによる小中学生を対象としたものづくり講座を行い、ものづくりの楽しさを伝えるほか、年間1回程、市内小学校および工業高校の依頼を受け、出前授業を実施した。引き続き連携やサポートに努めていく。</p>
<p>⑦ 主要事業の目標設定について【有効性の視点】</p> <p>工業振興課の所管する事業においては、社会環境の影響を大きく受けるものが少なくない。主要事業の目標設定にあたっては、様々な社会環境等の把握を確実に行い、適切な目標となるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>変化の大きい昨今の社会環境を鑑み、情報収集の強化に取り組む。また収集した情報の分析を行い、具体的な目標設定を行うとともに、必要に応じて目標値や施策を見直しを行い、事業の成果へ繋げるよう努めることとした。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 商工農水部 農水振興課
- 3 監査実施期間 令和6年5月29日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
① 使用料の徴収について【合規性の視点】 農業センターの使用については四日市市農業センター条例で規定されており、使用料は特別の理由があると認めるとき以外は前納しなければならないと規定されている。しかし、納入通知書が使用後の納期限で発行されている事例が複数見受けられた。内部統制を強化し、不備のない適切な事務処理を行うこと。	【措置済】 令和6年5月30日 使用料の納入通知書について、条例に基づき使用前の納期限で発行することを所内で周知するとともに、通知書作成決裁時の確認を徹底した。
② 工作物の取得報告について【合規性の視点】 令和4年7月に取得した防犯カメラについて、管財課への市有財産取得報告書の提出が令和6年1月になされていた。公有財産を取得したら速やかに管財課へ報告を行うこと。	【措置済】 令和6年9月9日 市有財産取得報告書について、財産取得後の速やかな報告が必要であることを、改めて所属内で共有した。

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>令和6年度は、2回の選挙事務の影響が大きく、課全体の時間外勤務は前年度と比して増加しているものの、業務分担の見直しや業務の効率化に取り組んだ結果、時間外勤務が年間360時間を超える職員は前年度比1名減の2名となる見込みである。デジタル技術の導入と業務改善を進めることによって時間外勤務の削減に努め、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に取り組んでいく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>時間外勤務削減に向けた取り組みの結果、令和6年度において時間外勤務が年間360時間を超える職員は前年度比1名減の2名となった。</p> <p>令和7年度は、年度当初19名いた時間外勤務対象人員が、年度途中の退職者や長期休業取得者（予定含む）を考慮すると、年度終盤には14名になる見込みである。人員減に伴って職員一人あたりの業務負担の増加が懸念されるものの、時間外勤務が年間360時間を超える職員は1名になる見込みである。</p> <p>引き続き業務改善やデジタル技術の導入を推進し、時間外勤務の削減に努め、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に取り組んでいく。</p>
<p>(4) 食肉センター・食肉地方卸売市場の老朽化に係るリスク</p> <p>施設の老朽化に加え、肉牛の大型化が進んでいることから、各施設の設備更新・修繕計画の見直しも含め、適時適切な予算確保を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年10月31日</p> <p>各機械設備・冷蔵設備については、耐用年数等を考慮した設備更新計画に従って、随時、更新を行っており、設備の老朽度を見ながら同計画を見直し、引き続き、適切な予算確保を行っていく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>ア 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが散見された。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 9月30日</p> <p>監査結果について所属内で供覧するとともに、所属長が受講した「より適正な事務事業の推進のための所属長研修」について、特に注意を要する内容を整理し課員に周知を図った。決裁回議時には承認者により、総務部作成の「文書事務の手引」や、会計管理課作成の「会計事務の手引き」等のマニュアルに沿って内容確認を行い、事務処理の誤りを見逃さないように対応する。</p>

<p>イ 勤続年数が短い職員が多い。必要に応じて業務の進め方を見直し、ミスを生じさせない業務体制を強化すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 9月 9日 所属での勤続年数に加え、市役所での通算の勤続年数を勘案して職員の業務分担を行っている。また、各業務の繁忙期においては、担当外職員も業務の手助けを行うなど、業務が円滑に遂行されるよう引き続き臨機応変に対応していく。</p>
<p>② 補助金交付決定の決裁について【有効性の視点】</p> <p>補助金交付決定の決裁に、補助金額は記載されているが、積算根拠が記載されていないものが散見された。決裁に当たっては、決裁の過程で所属長等が起案内容を迅速・確実に把握し、判断を誤らないよう、起案文書の鑑に補助金額の積算根拠を明確に記載するよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 9月 9日</p> <p>補助金交付決定の決裁文書の鑑において、補助金の積算根拠等を記載するテンプレートを作成し、所属内で活用するようにした。</p>
<p>③ 原課契約工事について【合規性の視点】</p> <p>原課契約工事において、検査を行った記録が残されていない事例が見受けられた。内部統制を強化し、不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月30日</p> <p>工事完了検査の記録について、複数の職員により確認を行うなど、チェック体制の強化を図った。</p>
<p>④ 地域計画の策定について【有効性の視点】</p> <p>地域ごとに農業の将来の方向性を定める「地域計画」は、地域農業の将来の在り方及び10年後の地域内の農地の担い手を定めた目標地図について農業関係者と協議を行い、地域ごとの農地利用の方針を定めるものであり、国から令和6年度中の策定が義務付けられている。農水振興課が策定の主体となるが、担い手情報の提供等の面で農業委員会事務局が大きく関わっている。各地域の実情に応じ、将来の農業の担い手確保に大きく貢献できるよう、農業委員会事務局と連携し、効果的な計画策定を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月28日</p> <p>地域計画は、農業経営基盤強化促進法に基づき策定するものであり、同法の規定に基づき、農水振興課と農業委員会事務局の連携のもと取り組んでいる。地域計画の前身となる「人・農地プラン」を策定している市内16の地区のうち、地域側が地域計画を策定しないと意思決定を行った1地区を除く15の地区の地域計画（案）について、今後、公告・縦覧の後、公告を行う予定である。また、地域計画は毎年地域での話し合いを経て、見直しを行うこととなっている。</p>
<p>⑤ 収益性の高い農業への展開について【有効性の視点】</p> <p>新規就農者・農業後継者の支援、6次産業化・アグリビジネスの支援等の施策を行い、農業の経営規模の拡大、作業の効率化などを支援し、農業所得の向上につなげることで担い手農家の育成を図っている。先進他都市の取り組みも参考として輸出も視野に入れ、将来の担い手農家の育成に貢献できるよう、より効果があり利用しやすい施策を展開すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日</p> <p>新規就農者の確保に向けて、JAや三重県などと連携して、就農相談会を開催するほか、個別に就農相談があった場合には関係者全員で情報を共有し、各関係者が必要な対応を講じている。また、実際に就農に至った際には、早期の経営安定に資するべく市だけでなく、国の制度も含めて様々な角度から支援を行っているところであるが、より効率的な取り組みにつなげられるよう先進事例について研究を行う。</p> <p>【継続努力】 令和 7年 8月31日</p> <p>担い手農家の育成・確保に向けてこれまでの取り組みを継続するとともに、輸出の促進や高温による農作物への影響の対策など、農業を取り巻く環境に注視しながら、新たな支援制度の検討を進めている。</p>

<p>⑥ 農業センターの新たな取り組みについて【有効性の視点】</p> <p>農業センターでは、専門家を招いた加工技術セミナーを開催する他、実際に農業者が新たに整備した加工機器を使った試作品づくりの取り組みを支援している。また、児童や親子を対象に、農作物の栽培・収穫・加工調理体験を通じて農業と食への理解を深めてもらう食育の講座を開催している。農業者が6次産業化に身近に取り組み、将来を担う子どもたちに農業への関心をはぐくむ施設として、受講者・体験者の意見を確実に把握し分析して、今後の展開につなげること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>6次産業化セミナー及び食育体験講座では、毎回受講者アンケートにより受講者の意見の把握と分析に努めている。今後は、アンケート結果を次年度以降の開催内容に反映していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>6次産業化セミナー及び食育体験講座でアンケートをとり、意見の把握と分析を行った。多くの受講者・体験者から満足であるとの声をいただいております。今後も引き続きセミナーや講座に反映させていく。</p>
<p>⑦ 6次産業化の推進について【有効性の視点】</p> <p>6次産業化の推進は、農業者が生産だけでなくそれぞれの販路を確立することが重要あり、農水振興課はコンサルタント等を活用し、販売手法の研究に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>専門家を招いた6次産業化セミナー（個別相談会）において、6次産業化に関心のある農業者に対して販売手法について講義を行っており、今後も、同様のセミナーを実施していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>6次産業化セミナーにおいて、三重県農山漁村発イノベーションサポートセンターの地域プランナー等を講師に迎え、6次産業化について講義を行ったほか、商品化に対する加工実習を行った。受講者へのアンケート結果を参考にし、更なる内容の充実を検討した。引き続き6次産業化セミナーを開催し、商品化や販売手法の研究を推進していく。</p>
<p>⑧ 農薬を使用しない農作物の生産推進について【有効性の視点】</p> <p>できる限り農薬を使用せず、例えば学校給食にも定期的に提供できるとともに、品質・収量を確保し、安全安心な農作物の安定供給が可能となる新たな農業の推進を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 9月 9日</p> <p>安定的な農業経営には、数量・品質が安定した出荷体制を整えることが第一であり、まずは慣行栽培において数量・品質を向上させる取り組みを引き続き推進していく。</p> <p>なお、化学合成農薬や化学肥料の使用料を減らした栽培は新たな販路開拓等に資することから、それらを3割低減させる「みえの安心食材表示制度」の取り組みを三重県と連携して推進している。</p>
<p>⑨ アグリビジネスの推進について【有効性の視点】</p> <p>本市のアグリビジネス推進事業費補助金制度は、肥料等を散布するドローン等の購入も補助対象とする先進的な取り組みと聞く。このような取り組みを拡大し、アグリビジネスを積極的に推進すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 9月 9日</p> <p>当該補助制度の対象者となる認定農業者に対しては、年度当初に当該補助制度を含む市の農業関連補助制度の案内資料を送付しており、今後も制度の利用が進むよう同様の案内を継続する。また、農業者からの営農相談に際しては、状況に応じた最適な補助制度を案内し、農業経営の改善に繋がるよう対応している。</p>

<p>⑩ 有害鳥獣被害対策について【有効性の視点】 有害鳥獣被害対策について、警備会社等への民間委託等を検討すること。また、確実に成果を上げるため、対策の目標を明確化し、予算の集中化を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 他自治体が実施する有害鳥獣被害防止に係る民間業者への委託について、調査、研究に取り組む。 また、引き続き三重県と連携し、より効果的な被害防止対策の取り組みについて調査、研究を行う。</p>
<p>⑪ 水産業における人材・資源の確保について【有効性の視点】 水産業従事者の高齢化が深刻であり、将来を担う人材の確保に向けた施策を研究すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日 有害鳥獣被害防止に係る民間委託について、県内他市町では行っていないことを確認している。引き続き、県外の他市町の状況についての調査・研究を行う。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年 9月 9日 漁獲量が年々減少する中、年間90日以上就業を条件とする正組合員数も年々減少する一方、就業日数に定めのない準組合員数は年々増加している。三重県と連携して、四日市市漁業協同組合が従前より実施している種苗放流事業や、令和5年度からの新たな取り組みであるワカメ養殖などにより、引き続き水産振興を図っていく。</p>
<p>⑫ 水産資源の確保について【有効性の視点】 伊勢湾の環境変化により、水産資源の変化が著しい。環境部のみならず、伊勢湾沿岸部の自治体や企業等とも連携し、水産資源の確保に取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 2月28日 三重県は令和4年10月に「第9次水質総量削減計画」を策定し、環境基準の達成と生物生産性・生物多様性の両立の実現に向けて、窒素とリンの削減目標を見直し、下水処理場の栄養塩類管理運転による栄養塩類の調整が行われている。漁業者から当該効果を確認しながら、関係機関と連携して必要な対策を講じていく。</p>
<p>⑬ 補助事業の見直しについて【有効性の視点】 多岐にわたる補助制度について、利用しやすい制度となるよう、常に見直しを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 年度当初に配付する農業関連補助制度の案内を図示化するなど、改善に取り組むほか、適宜、農業者に対し、制度改善事項を確認するなどして、利用しやすい制度となるよう見直しを図っていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 6月 3日 令和7年度の補助事業について、制度内容を大きく見直したものは無いものの、年度当初の補助制度の案内の図示化のほか、三重県職員を招いた補助事業の説明会を開催して、農業者が利用しやすい環境づくりを行った。</p>
<p>⑭ 食肉センター、農業センターとの連携について【有効性の視点】 食肉センター、農業センターとのコミュニケーションを深め、事業展開について十分に連携していくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 9月 9日 食肉センター、農業センターとは随時連携を図っており、引き続き、適宜事業の進捗状況を確認していく。なお、農水振興課が市民を対象に開催する、農場訪問バスツアーにおいては、農業センターを行程に組み込み、農業センターの職員が施設の紹介や、作物の育て方についてレクチャーを行っている。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 商工農水部 けいりん事業課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和6年5月31日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>令和5年度は、大規模施設整備に伴う業務の増加により、時間外業務の増加が見られ、令和6年度についても年間360時間を超える見込みである。</p> <p>職員間の業務の平準化を図るため、毎週課内会議を実施し、業務の進捗管理と課題に対して対応策を議論するとともに、業務の再割り振りが必要に応じて行っている。また、デュアルディスプレイや生成AIの活用により業務の効率化を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>前年度に引き続き令和6年度も1名が年間360時間を超過している。</p> <p>毎週実施する課内会議により業務の平準化に取り組むとともに、OutlookやLogoチャットも活用し情報の共有化と業務の効率化を図り、ワークライフバランスの充実に努めていく。</p>
<p>(3) 備品管理におけるリスク</p> <p>① 寄附された物品を適正な手続きで受入れしていないと、選手から寄付されたという記録やその物品が寄附されたものであるという記録が残らない。寄附という行為の重要性を認識し、寄附された物品の登録を速やかに行うこと。今後寄附を受ける際は、遺漏なく手続きを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>四日市競輪場内には中央団体である(公財)JK Aや(一社)日本競輪選手会の持ち物も現存しており、過去の職員の話によると選手の記念品等については選手会の持ち物である可能性が高いことが判明したため、寄贈品台帳に載っていなかったと考えられる。</p> <p>展示物の所在等については選手会と協議中である。</p> <p>また、競輪場内にある物品について記録を残していない結果、このような自体が発生しているため、今後は引継ぎ書等を残して職員全員が把握できるようにしていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 7年 8月31日</p> <p>展示物の所在について、選手会に確認したところ選手会所有になっている。</p> <p>今後、寄贈があった際は適切な手続きを行い台帳に登録するとともに、寄贈者の気持ちをくみ取り適切な環境を整え管理していく。</p>

<p>② 備品の照合結果の記録が記載されていないと、照合していたとしても事実の証明ができない。多数所管しているからこそ、備品及び財産実査は計画的に照合を行い、必ず記録を残すこと。備品ラベルの貼り替えについても計画的に進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日 外向投票所新設に伴い、施設だけでなく必要機器等のコンパクト化を実施することにより、膨大な備品管理による負担を減らし、今回のようなミスが起きないように、備品の必要性の見直しを図ることとした。 受託者と情報共有を図りながら備品の移動状況を把握し、移動となる場合は備品マスタ情報を更新するなど管理の徹底を図ることとした。</p>
--	--

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図り、事務誤りのないようさらに努力すること。特に現金等の管理は適正に行うこと。また、定例的な事務作業について、ICTの活用による自動化と職員による最終確認を行い、正確性の確保と効率化を両立すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日 毎年、業務の担当割を変えることにより、多くの職員が幅広く業務を把握できるようにし、業務の知識を深めるよう努める。 決裁文書は課内全員がチェックし、複数の視点で誤りがないように確認している。 ルールに基づいた事務執行の意識を高めるため、課全体での打ち合わせの際には事務管理の徹底につながる手法の見直しや意見交換を実施していく。 また、ICTの活用による自動化を積極的に取り入れることにより、業務の効率化を図るとともに、人による作業やチェックを重視する業務に余裕を持たせ、単純なミスの減少や業務に対する成果の向上に繋がるよう、日々業務のあり方に見直しを図る。</p> <p>【措置済】 令和 7年 8月29日 会計や文書に関する研修資料を用いて課内で研修を実施し、業務に必要な知識を深めていく。(令和7年8月29日、課内会議後に実施) また、ダブルチェックにより、特に重要な事務処理について複数人が関与するとともに、ミスが発生しやすいポイントを可視化しリスクを共有し分析の上で同じミスを繰り返さないようにする。</p>
<p>② 施設整備について【有効性の視点・効率性の視点・経済性の視点】 ア 施設整備にあっては、真に必要な機能に絞って経費を抑制することが求められる。一方で、施設使用対象者は競輪選手であり、本来の目的に沿った整備を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日 競輪場の魅力向上、特別競輪の開催誘致等は競輪事業の安定的な継続のために重要であるが、本来の目的に沿っていない整備をしていないかの見直し等は定期的に実施していく。 今後も公平・公正なレースが実施できるよう、老朽化している選手管理棟の整備を検討するとともに、令和7年度は選手宿舎の維持補修を目的とした補助金を交付する予定である。</p> <p>【措置済】 令和 7年 6月18日 入場者数の減少に合わせてコンパクトな運営を行うため、四日市競輪場施設整備計画を策定している。令和7年度も計画の見直し、6月18日の6月議会産業生活常任委員会において、整備内容について説明を行い、承認を得た。今後も状況に応じた整備を継続していく。</p>

<p>イ 施設整備にあつては、無駄なスペースをなくし、経済的な視点を持ちながら、収益につながる運営が可能となる配置とすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 ハード面のコンパクト化を実施していく中で、より効果的なものにするため、来場者数の分析や清掃・警備等の人員配置の見直しにより委託料削減を行っていく。</p>
<p>ウ シャトルバスの運行については、費用対効果の面から実態調査の上、必要に応じて見直しを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 8年 8月31日 外向投票所新築では令和7年6月に施設整備に係る設計が完了し、運営する上で必要最低限の部屋数と床面積にした。現状では、警備や投票所の人員削減で1500万円が削減できる見込である。令和10年7月にリニューアルオープンに向けて、総合運営業務受託者と協議を行い、効率的な運営を検討していく。</p>
<p>③ 競輪事業関連団体との連携について【経済性の視点】 公益財団法人JKA交付金や全国競輪施行者協議会負担金など、車券売上額に応じて支出する経費について、本市競輪収益が減少した場合でも競輪事業を維持できることを考え、費用軽減を求める取り組みを続けること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 近鉄四日市駅等から競輪場までのシャトルバスは、利用者数に応じて最適化に務めており、最近では令和3年に便数削減を行った。 今後は、最寄駅から1.5km離れており利用者の高齢化を考慮しつつ、利用状況を勘案しながら見直しを検討していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日 外向投票所リニューアルに向けて、令和7年12月からの仮設営業時と各整備段階でお客様の入場人員やシャトルバス停留所からの動線が大きく変わる見込である。今後、利用実態を把握した上で、運行本数や発車時間帯の見直しを実施していく。</p>
<p>③ 競輪事業関連団体との連携について【経済性の視点】 公益財団法人JKA交付金や全国競輪施行者協議会負担金など、車券売上額に応じて支出する経費について、本市競輪収益が減少した場合でも競輪事業を維持できることを考え、費用軽減を求める取り組みを続けること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 東海ブロック競輪場所在地議会議長会にて、JKA交付金軽減の要望書を取りまとめ、総務省、経済産業省やJKAに要望書を提出している。 全国競輪施行者協議会の会長からも、経済産業大臣に要望活動を実施している。 過去に交付金率の軽減を実現しており、今後も同様に削減の要望を実施していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日 また、令和7年11月6日に開催の東海ブロック競輪場所在地議会議長会にて、全国議長会への要望書にJKA交付金軽減を含め、削減の要望を実施する予定である。</p>